

令和3年度人権に関する県民意識調査の分析結果を踏まえた同和問題に関する今後の施策の方向性について

1. 同和問題関係質問の分析結果から見られる主な特徴について

(1) 個別の質問に見られた特徴

(Ⅰ) 部落差別解消推進法の認知度が全国よりも相当程度高い。(問3)

(Ⅱ) インターネット上で部落差別を「見たことがある」場合の内容として、個人や集団への悪口ではなく、「同和地区名の公表」と答えた人の割合が全国よりも高い。(問18(2))

(Ⅲ) 部落差別が残っている原因として、「差別やインターネット上などで差別を助長する人がいるから」や「これまでの教育や啓発が十分でなかったから」と答えた人の割合が全国よりも少なく、「同和地区が行政から優遇されていたように感じるから」や『同和は怖い』という意識がまだ残っているから」と答えた人の割合が全国よりも高い。(問19(2))

(Ⅳ) 「近所の人」や「交際相手や結婚相手」が被差別部落の出身者であるかどうか「気になる」と答えた人の割合が全国よりも高く、特に「交際相手や結婚相手」が「気になる」と答えた人の割合が相当程度高い。(問20)

(2) 複数の質問に共通する特徴

(Ⅴ) 各質問の年代別クロス集計結果を比較すると、最も若い18～29歳は同和問題に対して他の年代よりも前向き・積極的な傾向が見られるが、30歳代～40歳代になると、後ろ向き・消極的な傾向に転じる例が見受けられる。(問3、問20、問21、問24ア)

2. 今後の施策の方向性について

(1) 調査結果から見られた特徴のまとめ

- ・滋賀県では、同和問題について知識や関心を持っている人が比較的多い。((Ⅰ)および(Ⅱ)より)
- ・その一方、必ずしも正確ではない知識や誤った認識により、同和問題への忌避意識を持つ人も一定数存在する。((Ⅲ)および(Ⅳ)より)
- ・また、同和問題に対する意識や姿勢も年代によって差異があり、必ずしも一定ではない。((Ⅴ)より)

(2) (1) を踏まえた今後の施策の方向性について (意見交換)

<参考>滋賀県人権施策推進計画（抜粋）

5 同和問題

【現状と課題】

昭和44年(1969年)に「同和对策事業特別措置法」が施行されて以来33年間、同和問題の抜本的解決を図るため、特別対策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、生活環境の改善を中心に相当の成果を収め、様々な面で存在していた較差も大きく改善されました。このため、平成14年(2002年)度以降は、なお残された課題については、一般対策により取り組むこととしました。

今日、地域の状況は様々ですが、同和問題の早期解決をめざして、残された課題に即した効果的な取組が引き続き求められています。

また、同和問題に対する誤った考え方や差別意識が払拭できず、同和問題(同和地区)への関わりを避けようとする意識が未だに残っており、住宅購入等における同和地区間い合わせ事件やインターネット等を悪用して、同和地区の名称、所在地等の情報を流布したり、個人・団体を誹謗中傷するなどの悪質な事象が発生しています。このため、効果的な教育・啓発活動を、国、県、市町、関係機関・団体など多様な主体が一層連携し、積極的に進める必要があります。

同時に、人権が侵害された被害者に対する相談支援の充実を図るとともに、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為※」の根絶に向けても取り組む必要があります。

【具体的施策】

1. 同和問題に対する正しい理解と認識、人権尊重の実践的態度の育成に向けた教育・啓発

①啓発活動の推進

県民や事業者の同和問題に対する理解・認識を深め、実践に結びつく機運を醸成する効果的な啓発活動を推進します。

特に、9月の「同和問題啓発強調月間」にはイベントの開催等、県民の心に訴える啓発活動を集中的に実施します。

②教育の推進

人間の尊厳を基本に、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野が相互に連携し、人権を尊重する人間の育成と社会の実現をめざすため、これまでの同和教育の成果を基盤に据えた人権教育を積極的に推進します。

③関係機関・団体と連携した取組の推進

同和問題をはじめとする人権問題解決のための啓発、教育、相談等の事業を実施する(公財)滋賀県人権センターなど関係機関・団体と連携した取組を推進します。

2. 地域におけるまちづくりと人づくりへの支援

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のため、各種事業を総合的に行う地域総合センター※が、地域の実情に即した事業を実施し、連帯意識と自立意識の高揚を図り、まちづくりと人づくりの役割を果たすよう、関係機関との連携のもとに必要な助言と支援を行います。

3. えせ同和行為の排除

えせ同和行為の排除のため、国と連携し啓発活動を展開するとともに、「えせ同和行為防止滋賀県民会議」構成団体を中心に、えせ同和行為に関する相談活動や情報収集・提供などの取組を進めます。

4. 同和行政の総合的な推進

同和行政に係る施策について連絡調整を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため設置された「同和対策本部」の権限と機能を活用し、同和問題の早期解決に向けて、一般対策による積極的・効果的な事業執行に取り組みます。